

議案第104号

葛飾区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月13日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

旅館業法の改正に伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

葛飾区旅館業法施行条例（平成24年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

付 則

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。